

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 重点項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年2月5日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の内容	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③口座情報の管理、異動、照会
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務情報(収納消込)システム(以下税務システム)
②システムの機能	1. 賦課された情報と納付された情報を管理する。 2. 対象者の納付状況を照会する。 3. 納税義務者(納付義務者)からの申請に基づき証明書(納税証明書等)、納付書を作成する。 4. 期日までに納付されない納税義務者(納付義務者)に対しての督促状・催告書の出力を行う。 5. 納め過ぎの納税義務者(納付義務者)に対して過誤納処理を行う。 6. 都道府県や関係部署で使用する各種統計情報を作成する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名情報を照会する。 2. 住登外宛名情報を追加・削除・変更する。 3. 法人宛名情報を追加・削除・変更する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム4	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 納付情報ファイル 2. 宛名情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16,59,68項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第6号、50条第1項第11号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会 番号法 第19条第8号 別表第二別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) ■情報提供は実施しない
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部納税課納税管理係
②所属長の役職名	納税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 納付情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課された住民並びに住民登録外課税対象者
その必要性	課税額、収納額、未納額等を正確に把握する必要があるため
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・高齢福祉関係情報:納付義務者の調定・納付情報を正確に特定するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	行政経営部納税課納税管理係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 税務課、厚生課、市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁等 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村、都道府県 ） ☐ 民間事業者 （ 金融機関、コンビニ収納代行会社等 ） ☐ その他 （
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （
③使用目的 ※		①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③口座情報の管理、異動、照会
④使用の主体	使用部署	行政経営部納税課納税管理係
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 収滞納状況の照会 ・ 納付の状況確認を行う。 II 納付書等の返戻 ・ 返戻された督促状や催告書の住所確認を行う。
情報の突合		納税者の確認（納税者の特定等）を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体・庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		システム保守業務		
①委託内容		システム保守業務		
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 TKC		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託事項2～5				
委託事項6～10				
委託事項11～15				
委託事項16～20				

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法		[] 庁内連携システム	[] 専用線		
		[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
		[] フラッシュメモリ	[] 紙		
		[] その他（)			
⑦時期・頻度					
移転先2～5					
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
保管場所 ※		情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC27001に準拠したデータセンターに保管している。データセンターの扉の開閉にはICカードが必要である。更にサーバ室への入退室にはバイオメトリクス認証の1つである生体認証(手のひら静脈認証)システムを採用している。また不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや立入りに反応する赤外線センサー、監視カメラによる監視と記録などの厳重なチェックが施されている。データセンターとは専用回線で通信を行い、情報の不正傍受を防ぐ。データへのアクセスはIDと手のひら静脈認証による認証をしアクセスログを記録する。			
7. 備考					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 宛名情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課された住民並びに住民登録外課税対象者
その必要性	課税額、収納額、未納額等を正確に把握するため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	対象者を正確に特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	行政経営部納税課納税管理係

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 税務課、厚生課、市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁等 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村、都道府県 ） ☐ 民間事業者 （ 金融機関、コンビニ収納代行会社等 ） ☐ その他 （ データ連携 ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻
④使用の主体	使用部署	行政経営部納税課納税管理係
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 納付情報と宛名情報を突合して照会を行う。 2. 返戻された督促状や催告書の住所確認を行う。
	情報の突合	納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体・庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] （ ） 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム保守業務	
①委託内容	システム保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 TKC	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 〇 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC27001に準拠したデータセンターに保管している。データセンターの扉の開閉にはICカードが必要である。更にサーバ室への入退室にはバイオメトリクス認証の1つである生体認証(手のひら静脈認証)システムを採用している。また不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや立ち入りに反応する赤外線センサー、監視カメラによる監視と記録などの厳重なチェックが施されている。 データセンターとは専用回線で通信を行い、情報の不正傍受を防ぐ。データへのアクセスはIDと手のひら静脈認証による認証をし、アクセスログを記録する。 (庁内での保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (データセンターでの保管) ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC2700に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや立ち入りに反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。 <中間サーバー・プラットホームにおける措置> ①中間サーバープラットホームはデータセンターに設置しており、データセンサへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 納付情報ファイル

更新年月日、更新時刻、記録番号、科目コード、会計年度、課税年度、相当年度、通知書番号、種別指定番号、期別、月、個人コード、旧市町村コード、旧通知書番号、旧種別指定番号、調定額、延滞金調定額、督手調定額、退職金調定額、計算前納報奨金、納期限、督促告不要区分、延滞金免除区分、徴収消滅日、納付有無、調定額更正有無、調定額更正年月日、処理区分、収納額、還付額、充当額、延滞金収納額、延滞金還付額、延滞金充当額、督手収納額、督手還付額、督手充当額、退職金収納額、退職金還付額、退職金充当額、前納報奨金、還付加算金、収納年月日、日計年月日、納付額、延滞金納付額、督手納付額、退職金納付額、未納額、延滞金未納額、督手未納額、退職金未納額、過納額、延滞金過納額、督手過納額、退職金過納額、都市計年税額、最小会計年度

2. 宛名情報ファイル

処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード、個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル(収納消込システム) 宛名情報ファイル(統合宛名システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において本人確認書類による本人確認を厳格に行っている。 ・受付、システム取扱いについて、職員全員を対象に年1回以上の研修を行っている。 ・他の行政機関等からの照会には、調査請求権の有無、調査目的、根拠法令等の提示をうけて、回答している。 ・本人確認情報の検索条件として、少なくとも2情報以上(氏名と住所、氏名と生年月日)を組み合わせで検索することとしている。 ・システムへ入力後、届出、申告書等とシステム入力内容を照合する等の再確認を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムが必要とするデータベースのみアクセスできる構造になっており、その他の事務で使用するデータベースにはアクセスできないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てると共にパスワード及び静脈認証の2要素による管理を行っている。
その他の措置の内容	・操作ログの記録を行う。 ・定期的に記録を確認し、不正アクセスがないか点検している。 ・サーバOSへのログインアクセス権管理 ・クライアントOSのログインID管理 ・システムへのログインID管理
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び条例の規定で認められる範囲の特定個人情報の提供・移転を行う。 ・すべてのシステム上の特定個人情報の提供・移転の記録を残し、不正な使用ができないようシステム整備を行う。		
その他の措置の内容	権限を持つ職員の許可なく特定個人情報の取出しができない措置を講じている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
フラッシュメモリ等の使用を禁止している。 紙面で印刷した情報はプリンタから直ちに回収することを徹底している。 抽出したデータには個人のIDが記録されるとともに、システムのログにも記録されることで、不正なデータの抽出を抑止する。			

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・年1回以上、職員に個人情報・情報セキュリティの研修を実施している。	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 総合政策部総合政策課総務係
②請求方法	鹿沼市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、必要事項を記入した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 行政経営部納税課納税管理係
②対応方法	問合せの受付時に電話来庁者記録を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ 対象人数	4) 10万人以上30万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
平成29年7月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	宛名システム	統合宛名システム	事後	
平成29年7月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		中間サーバー	事後	
平成29年7月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。	事後	

平成29年7月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		○税務システム	事後	
平成29年7月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項	番号法第9条第1項、別表第一の第16,59,68項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第6号、50条第1項第11号	事後	
平成29年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1納付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託しない 件	委託する 1件	事後	
平成29年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1納付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		システム保守業務	事後	
平成29年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1納付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容		システム保守業務	事後	
平成29年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1納付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数		2)10人以上50人未満	事後	
平成29年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1納付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名		株式会社 TKC	事後	

平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 納付情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ④再委託の有無		2)再委託しない	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2宛名情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託しない 件	委託する 1件	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2宛名情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		システム保守業務	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2宛名情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容		システム保守業務	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2宛名情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数		2)10人以上50人未満	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2宛名情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名		株式会社 TKC	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2宛名情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ④再委託の有無		2)再委託しない	事後	

平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 6. 特定個人情報の保管・消去	(庁内で保管) ・建物の入退館管理をしている。 ・サーバ室の入退室者管理をしている。 ・サーバ室、サーバラックの鍵を別室で管理し、貸出者を記録している。	情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC27001に準拠したデータセンターに保管している。データセンターの扉の開閉にはICカードが必要である。更にサーバ室への入退室にはバイオメトリクス認証の1つである生体認証(手のひら静脈認証)システムを採用している。また不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや立入りに反応する赤外線センサー、監視カメラによる監視と記録などの厳重なチェックが施されている。データセンターとは専用回線で通信を行い、情報の不正傍受を防ぐ。データへのアクセスはIDと手のひら静脈認証による認証をし、アクセスログを記録する。	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報⑥事務担当部署	財務部納税課納税管理係、財務部納税課納税推進係	財務部納税課納税管理係	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用③使用目的	①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	事後	

平成31年3月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	財務部納税課納税管理係、財務部納税課納税推進係	財務部納税課納税管理係	事後	
平成31年3月22日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証を行っている。	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てると共にパスワード及び静脈認証の2要素による管理を行っている。	事後	
令和2年7月30日	Ⅳ V 開示請求、問い合わせ・評価実施手続 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 総務部総務課総務係	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 総務部総合政策課総務係	事後	
令和4年2月16日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部納税課納税管理係	行政経営部納税課納税管理係	事後	
令和4年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部納税課納税管理係	行政経営部納税課納税管理係	事後	
令和4年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部納税課納税管理係	行政経営部納税課納税管理係	事後	
令和4年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部納税課納税管理係	行政経営部納税課納税管理係	事後	

令和4年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部納税課納税管理係	行政経営部納税課納税管理係	事後	
令和4年2月16日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 総務部総合政策課総務係	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和4年2月16日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②連絡先	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 財務部納税課納税管理係	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市役所 行政経営部納税課納税管理係	事後	
令和4年2月16日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の消込及び管理、過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③口座情報の管理、異動、照会	事前	
令和4年2月16日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月16日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		■情報照会 番号法 第19条第8号 別表第二別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) ■情報提供は実施しない	事前	

令和4年2月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③口座情報の管理、異動、照会	事前	
-----------	---	--------------------	-----------------------------------	----	--